

**シリーズ4**

# 東日本大震災／放射能・これからの日本

## 大川小学校国賠訴訟事件

—津波被災事故における学校の設置、管理・運営者の組織的過失と責任—

弁護士（東京） 齋 藤 雅 弘

### 1 石巻市立大川小学校の津波被災

東日本大震災の巨大津波（以下「本件津波」とします）による未曾有の災害から、8年が経過しました。この津波で東北地方の太平洋岸を中心に、多くの方々の尊い命が失われましたが、石巻市立大川小学校（以下「大川小」とします）の児童70名の命が失われ、依然として4名の児童の行方が不明のままであることを決して忘れてはなりません。

この津波により、これほど多数の犠牲者を出した学校は、大川小以外にはありません。大川小の児童の保護者は、当初、教員らが我が子を学校の裏山に避難させており、きっと無事だと信じて疑うことはありませんでした。しかし、変わり果てた我が子の亡骸に對面し、なぜ、教員らは子供たちを裏山に避難させなかったのか、という大きな疑問が湧いてきました。

### 2 国賠訴訟の提起

この疑問は、大川小の校長や石巻市教育委員会（以下「市教委」とします）の理不尽な対応に接する中で、教員らが「救えたはずの

命」を救わなかったことによる「人災」だとの確信に変わり、地震発生後、大川小で何が起きたのか、我が子が亡くなるまでどのような事実があり、いかなる経緯で子どもが命を落とさざるを得なかったのか、その原因はどこにあったのかなど、起きたことの全ての真実を知りたい、市教委や学校にはこの点を明かにする責任があるのではないかとの思いが強くなりました。

こうして29名（19家族）の遺族が原告となり、2014年3月10日、石巻市（学校設置者）と宮城県（教員らの給与負担者）を被告として、仙台地裁に国賠訴訟（以下「本件訴訟」とします）を提起しました。原告らは、本件訴訟において、校長ら教員は津波により児童の生命、身体に危害が発生し得る危険を予見し又は予見し得たにもかかわらず、危機管理マニュアルの改訂、整備等をせず、また、地震発生後に裏山等安全な場所に児童を避難させずに被災させたものであり、国賠法、民法の不法行為及び在学契約の債務不履行（安全配慮義務違反）に基づき損害賠償責任があると主張しました。

本件訴訟は、2016年10月26日に遺族勝訴の1審判決（判例時報2387号81頁以下）が言い渡され、2018年4月26日には仙台高裁において、大川小の校長や教頭、教務主任及び市教委（以下、「校長等」とします）の「組織的過失」を認める控訴審判決（判例時報2387号31頁）が言い渡されました。しかし、石巻市と宮城県が上告及び上告受理申立てをしたため、本件訴訟は、現在、最高裁に係属中です。

### 3 1審の争点と判断

原告らは、大川小前を流れる北上川の堤防の脆弱性と河川遡上津波の危険性などを前提にして、津波により児童の生命、身体へ危険が及ぶことは予見可能であり、危機管理マニュアルの改訂等の義務違反（事前の対応・整備義務違反の過失）があったことも主張しましたが、1審はこれを争点にしませんでした。1審では本件津波の予見可能性と結果回避可能性（いわゆる「現場過失」）の有無が最大の争点となりました。仙台地裁は広報車で大川小の前を通過しながら避難を呼びかけた市職員の証言等を踏まえ、「教員らは、津波到来の7分前の15時30分頃までに、広報車の避難の呼びかけを聞いた時点で学校に津波が来ることを予見し得た」し、この時点でも「児童を校庭から裏山に避難させるに足りる時間的余裕がなおあった」と認定し、教員らには児童を「三角地帯」ではなく裏山に避難させるべき結果回避義務違反があったと判断し、石巻市と宮城県の責任を認めました。

東日本大震災の津波訴訟では、1000年に1度の想定外の津波だから、教員など現場に携わる者の法的責任は問えないとの固定観念にとらわれた判断がされがちでしたが、1審判決がこの点を打ち破った点は評価されます。しかし、1審判決が「現場過失」のみで学校やその設置者の責任を判断している点で、自然災害における学校防災や学校の安全対策の

面からは大きな問題と限界があります。また、具体的な過失判断においては、予見義務（情報収集義務）の検討が十分ではなく、1審判決が津波の予見可能性を認定した時点が遅過ぎるなど、非常に不十分な判断と言わざるを得ません。

### 4 控訴審判決の内容

#### （1）「組織的過失」の争点化

控訴審では、本件事案の捉え方が1審と大きく異なり、公立小学校の児童・保護者と学校との法的関係、及び学校保健安全法（以下「安全法」とします）に基づき学校が児童や保護者に負っている組織的な義務を前提にした、「組織的過失」が正面から争点となりました。

原告らは、控訴審においてこの争点に関する詳細な主張をまとめた準備書面を提出すると共に、「組織的過失」に関する潮見佳男京都大学教授の意見書を提出し、さらに津波来襲の危険に関する予見可能性の前提事情を立証するために、技術士の中村裕昭氏に依頼して北上川の特質や堤防の脆弱性などを指摘した意見書を作成してもらい、提出しました。

#### （2）安全確保義務

控訴審判決は、まず、平時における校長等の職務上の義務については、安全法26条から29条に基づき、2010年4月末の時点で、2004（平成16）年3月の「宮城県防災会議」の報告（以下「平成16年報告」とします）における想定地震（控訴審判決は「本件想定地震」と表記）により発生する津波の危険から、大川小の児童の生命、身体の安全を確保すべき義務（本件安全確保義務）を構成するに至っており、これを怠れば国賠法上の違法があると判示しました。控訴審判決は、安全確保の対象としたのは本件津波ではなく、国や宮城県が平成16年報告で想定していた「宮城県沖地震」としたのです。

また、控訴審判決は、①安全法26から29条が保護すべき法的利益は公教育制度を円滑に運営するための根源的な利益であり、これを遺漏なく保護するために行使すべき学校運営者の権限行使は適切かつ合理的でなければならず、自由裁量には任されていない、②同条で考慮すべき「学校の実情」は、教育委員会と学校が相互に共有する客観的情報となるから、校長の作為義務の内容は具体的に定まり、その作為義務の内容を拘束する規範性を帯びる、③市教委が、2010年2月8日付で災害対策整備を依頼し、同4月30日までに「教育計画」を提出させていた時点で、校長等が本件想定地震による津波の危険から児童の生命、身体の安全を確保すべき作為義務は、在籍児童の保護者との関係で校長らを拘束する規範性を帯び、これを過失により懈怠したときは国賠法上違法と評価され、校長等の安全法の義務は国賠法上の違法を根拠づける職務上の注意義務を構成すると判示しました。

### (3) 本件想定地震による津波の予見可能性

次に控訴審判決は、校長等が、平時において事前に大川小児童の生命・身体の安全を保護すべき義務（本件安全確保義務）を懈怠していたか否かの判断する前提要件として、①国の「津波災害予測マニュアル」等からすれば、平成16年報告等の津波浸水予測には相当の誤差があり、より詳細な検討が必要、②大川小は、追波湾からの距離は3.7kmで北上川の堤防から近く、標高も1m程度と低く、堤防が破壊されれば大川小の敷地も浸水する状況にある、③2009年当時、地震の揺れで河川堤防が損壊し、津波の週上により浸水した過去の実例が複数紹介されている、④大川小近くの北上川の堤防は、実際に1978（昭和53）年の宮城県沖地震（震度5）で堤防が損壊しており、液状化が起きやすい場所であったから、本件想定地震の揺れからすると堤防に重大な損壊が生じ得ることが予見された、⑤堤

防は津波の水理力や衝突力、漂流物の衝突力を受けるので、これらに堪え得るかどうかは重要であったがこの点が検討されていなかった、⑥石巻市の「ハザードマップ」は、堤防が破壊し浸水する等の重要な知見を捨象した概略の想定結果にすぎないから、予想浸水域外に津波の危険はないことを意味せず、大川小が津波避難場所として指定されたことは誤りであって、これを予見可能性を否定する事情として考慮することは不相当であった、⑦教員は、独自の立場からこれを批判的に検討し、その信頼性について検討する必要があったと判示するなどし、2010年4月末の時点で、校長等は、本件想定地震により発生する津波により、大川小が被災する危険性を予見することは十分可能だったと認定しました。

### (4) 安全確保義務違反

さらに控訴審判決は、校長等に本件安全確保義務があったことを前提にして、上記（3）の予見可能性があった以上、市教委は安全法29条に基づき、大川小に対し、その実情に応じた危機管理マニュアルを作成すべきことを指導し、確認し、是正を指示・指導すべき義務があり、平成22年度「教育計画」の提出時点（2010年5月1日）以降、上記の指導等をなすべき義務を負っていたが、大川小の危機管理マニュアルを津波警報発令時における第3次避難場所と避難経路、避難方法を定めたものに改訂すべきだったのにこれを怠った違法があるとしました。

校長、教頭及び教務主任らについても、①危機マニュアルに、第3次避難場所等を定めるなどの改訂の機会は十分にあったのにこれを怠った、②大川小の児童の半数の通学区域が「ハザードマップ」上浸水予想区域になっていたが、児童の引渡し方策の事前協議と周知も避難訓練もせず、市教委も同是正を指導しなかったことは、安全法27条の安全計画策定義務違反であるなどと認定し、校長の過失

に加え、市教委がこれらの不備の指摘をしなかった点も義務懈怠であるとしました。

#### (5) 避難場所

なお、控訴審判決は、避難場所については校庭や校舎2階は適当ではなく、裏山以外、他に適当な場所はないが、裏山は地震動によって崩壊の危険等があつて第3次避難場所として不適当であるとし、さらに「三角地帯」は場所としては広くないし、交差点の通過車両との接触の危険もあるから100人程度の避難者の避難場所として不適当とした上で、校長が「バットの森」を避難場所にすると決めて申し出れば、市教委には風雨を凌ぐプレハブ小屋や夜間照明、避難場所の表示等を措置する義務があり、その時間は十分あったので最も有力な第3次避難場所は、大川小から約700m、徒歩で20分の「バットの森」であると判示しました。

#### (6) 安全確保義務の懈怠と児童の死亡等との因果関係

控訴審判決は、安全確保義務の懈怠と児童の死亡等との因果関係についても、本件地震発生後の事実経緯を時系列にしたがつて詳細に認定し、①14時52分に防災行政無線が放送された直後から、大川小の教頭と教務主任が児童を校庭から第3次避難場所に避難させる必要性を認識し、適当な避難先を探していたこと、②教頭と教務主任は、地震発生前から北上川を遡上する津波によって大川小が被災する可能性について具体的な危機感を抱いていたこと、③避難開始まで45分かかったのは、校長が不在で教員がまとまって第3次避難場所を協議する時間がなかったためであるとして、校長等が本件安全確保義務を履行し、予め第3次避難場所を「バットの森」と決めていれば、教頭が防災行政無線の広報を認識した直後に避難を開始することで、津波による児童の死亡を回避できたとして因果関係を認めました。

## 5 控訴審判決の法律上の意義

### (1) 組織的過失を肯定

国賠法の責任は、いわゆる「代位責任説」が通説・判例ですが、この考え方では、個々の公務員の過失に基づく違法な職務権限行使が認定されて、初めて国賠責任が肯定されます。しかし、控訴審判決は、責任原因たる公務員の行為を、個々の公務員（現場にいた大川小の教員ら）の（違法な）職務権限行使に分解せず、校長、教頭及び教務主任を学校の管理、運営の地位にある者（組織の管理・運営者）として捉え、「組織」で括ってその構成員たる公務員の過失を判断する枠組みを採用し、その上で、組織の構成員としての過失を認めました。

このように、組織の構成員としての公務員の過失を持って責任を判断する判断枠組みは、従前、予防接種訴訟等では認められた例がありますが（東京高判平成4年12月18日判時1445号3頁）、自然災害である津波被災事件において組織的過失を認めたのは、初めてです<sup>1</sup>。

### (2) 市教委の組織としての過失

また、控訴審判決は、市教委については合議体の機関である教育委員会という組織の特質を踏まえ、教育委員や教育委員会の事務局職員などの具体的な公務員の行為を前提にせず、合議体の組織それ自体の過失を認めています。

これは、在宅投票投票制度訴訟事件の判例（最判昭和60年11月21日民集39巻7号1512頁）や在外邦人選挙権制限違憲訴訟事件の判例（最〔大〕判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁）で採用された考え方と軌を一にするものと評価できます。

### (3) 組織的過失の内容

控訴審判決が認定した組織的過失の内容は、災害発生時の具体的危険（＝本件地震発生後に大川小に本件津波が襲来し、児童の生

命・身体が損なわれること）の予見可能性を前提にした結果回避義務違反ではなく、平時（事前）における津波来襲の危険の予見を前提にした安全確保義務の違反を過失として捉えました。

また、このような平時の安全確保義務の根拠を安全法26条から29条に求め、かつ、この義務は公教育制度を円滑に運営するための根源的義務であるとして、労働関係などで信義則に基づき認められる安全配慮義務とは性質を異にし、本件では安全配慮義務の違反を判断する必要ないと判示しました。

#### （4）危険の予見可能性の対象と内容

このように控訴審判決は、平時の安全確保義務の前提となる危険の予見については、実際に起きた本件地震による本件津波を予見の対象とはせず、2004（平成16）年の段階で想定されていた津波（本件想定地震により引き起こされる津波）の予見可能性を問題にし、また、津波来襲の予見可能性の有無の判断においては、過去の歴史的体験やハザードマップの浸水域や浸水深には重きをおかず、河川堤防など津波防災の施設・設備の総体をとらえ、津波の波高（津波の波高が高いことにより堤防を越流するか否か）だけでなく、地震の揺れと津波の水理力等による堤防損壊の可能性も総合して、予見可能性を肯定していることは注目されます。

#### （5）校長等の安全確保義務

校長等の具体的な安全確保義務については、市教委が危機管理マニュアルの整備の期限と指示した2010（平22）年4月末をもって、個々の児童・保護者に対する関係で法的義務となつたと判断し、控訴審判決は、この義務を履行していれば、本件地震発生後の大川小における教員らの認識とその際の意思決定の経緯、当時、実際にとられた避難対応や避難行動の経緯や内容等からして、平時の安全確保義務違反と本件津波の来襲時における結果

回避可能性との間の因果関係が認められると判断しました。

#### （6）結果回避の可能性

また、結果回避の可能性（実際に、本件津波から児童の命を救うことができたのか否か）について控訴審判決は、安全確保義務の対象を「本件想定地震」による津波として、本件地震発生後に本件津波が実際に来襲するという危険の予見と切り離し、かつ、義務発生の基準時点を平時まで遡らせたことで、結果回避行動をとるべき時点を津波警報発令時と認定しました。

このような認定の持つ意味は、現実に発生した津波が来襲することの予見を結果回避義務の前提とすると、実際に本件地震のような巨大地震や本件津波のような大災害が発生した場合、大きな混乱（パニック）に陥る等により避難が困難となり、結果回避行動が取れなくなることが想定され、その場合には結果回避可能性が否定されてしまうことを回避できることです。分かり易く言えば、平時から義務を課すことで事前の準備が適正になされることにより、いざ災害が発生した時点では、混乱することなく、迷わずに事前（平時）に準備しておいた行動を取れるようになり、児童の命が守られることにつながる判断と言えます。

このような意味で控訴審判決が予見が可能だったと判示したのは、「宮城県防災会議」がまとめた「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」（平成16年報告）で指摘された「想定される宮城県沖地震」（本件想定地震）によって引き起こされる津波であって、一般的に「1000年に1度」の極めて希な災害と受け取られている今回の東日本大震災による津波（つまり「本件津波」）ではない点がとても重要です。

この点を誤解している人が非常に多く、そのような誤解が解けないままで控訴審判決の

結論を見ると、この判決の重要な意義（次の6で指摘するとおり）を見失ってしまいます。

## 6 控訴審判決の学校防災上の意義

### （1）学校の管理・運営者に対する児童生徒の安全確保義務を肯定したこと

以上で述べてきたとおり、控訴審判決は、①安全法の法規範性を認め、同法の規定が教育委員会（学校設置者）、学校及び校長や教頭ら（学校の管理・運営者）に対する具体的な作為義務の根拠となることを肯定し、②児童、生徒の安全確保について平時の整備・対応義務を肯定したものです。

また、③校長や教頭らと教育委員会の情報共有等も法的義務であると判示し、組織としての対応義務を認めた点はとても重要ですし、重く受けとめる必要があります。

さらに、④児童や生徒の安全確保に必要な科学的知見の収集、分析については、一般的な市民や住民より遙かに高い義務を認めた点は注目すべき点です。

### （2）ハザードマップの限界を正面から認定・判断したこと

さらに、控訴審判決はハザードマップの限界を正面から認定し、学校現場（教育委員会及び校長、教頭等の管理職並びに現場の教員ら）は、ハザードマップの記載や内容を鵜呑みにせず、児童、生徒の安全を確保するとの観点から批判的な検討をする義務があることを明らかにしました。

その意味では、教育関係者はハザードマップというものが持つ内在的な限界や特質を自らも正しく理解し、それを前提に災害時における学校防災に活用することが必要不可欠であるだけでなく、児童、生徒にもこの点をきちんと認識、理解させ、そのような前提で行動できるように指導、教育する責務もあります。

### （3）組織としての過失（組織的過失）

控訴審判決が指摘したことでも教育現場において最も大切なことは、子どもを預かる学校は、児童、生徒の命を守ることについては、誰が「どのような教員が」と言い替えてもよいと思います）学校現場にいても、通学する児童、生徒の命が守れるように平時から対応すべき義務を認めたことです。

言い替えれば、もしも児童の安全を確保するために必要な知識、経験や判断能力に劣る教員がいたとしても、そのことで児童、生徒が学校で命を落とすことがないよう、学校組織として、平時から安全を確保する対応を取っておくべき義務があることを正面から認めたことです。

特に、前述したとおり、大規模災害の発生時には、誰もが混乱し、パニック等に陥り、正しい認識や判断、対応が困難となるのが常であり、現場に置かれた者による情報の収集・評価、避難の時期、場所、方法等の判断の限界や困難性が指摘されますが、平時（事前）の安全確保体制の整備を法的義務とすることで、災害発生時点における現場での困難な判断をしなくとも、事前に決めたとおり誰もが迅速かつ合理的な避難等が可能となると指摘したと理解すべきです。

このことにより、児童、生徒の命が救われるだけでなく、教育現場の教職員の命も救われるのです。この点は、控訴審判決の意義として、とても重要な点です。

### （4）教育現場の負担を増やすのか

平時における児童、生徒の安全確保が法的義務として課されると、ただでさえ加重労働気味の教員現場の負担が増えるだけで、かえってマイナスではないかとの指摘が控訴審判決に対する批判としてなされています。

しかし、考えてみてください。教育は児童、生徒の命が守られなければ全く意味がありません。控訴審判決は教育におけるこのような優先順位について、当たり前のことを再認識

すべきと判示したのではないですか。

また、控訴審判決が問題にしたのは「組織的過失」であって、公務員たる個々の教員の過失ではありません。平時における安全確保義務は、現場の教員だけにあると控訴審判決は判断しておらず、教育委員会や市長部局等との共有、協働を指摘しています。だからこそ「組織的責任」を問題にしたのです。学校防災における学校と教育委員会、自治体間の情報共有、安全確保における協働の重要性と必要性（義務）を認めたのが、控訴審判決であるとみるべきです。その意味で、控訴審判決は、現場の教員に負担を押しつけていないのです。

事実、控訴審判決は、既述のとおり、ハザードマップの限界を指摘し、ハザードマップの誤りまで認定しています。このような判断を通じ、ハザードマップの見直しと適正化を推進することになることは想像に難くありません。そもそもハザードマップの整備は、教育委員会の仕事ではなく、ましてや個々の教員の仕事でもありません。自治体（市長部局）が取り組むべき仕事です。その意味で、控訴審判決は自治体が一体となり総体として学校における児童、生徒の安全を確保することが法律上も責務であることを明確にしたものと言えます。

## 7 おわりに

### (1) 遺族の思いと努力

本件訴訟は、代理人の吉岡和弘弁護士と筆者が専ら訴訟活動を進めて来た訳ではありません。むしろ、児童の遺族が自分自身の裁判として、文字通り当事者であり、かつ、亡き我が子の「代理人弁護士」になって真実究明の活動をしてきました。控訴審判決で石巻市と宮城県の責任が再び認定されたことは、このような遺族自身の活動と多大な努力の成果です。

大川小の遺族は、我が子の最後を知りたいと願い、一度、打ち切られた保護者説明会を再開させて、合計10回にもわたる市教委との説明会で、毎回3、4時間にわたり、質疑と意見交換を繰り返し、事案の全容を明らかにしてきました。これらの説明会における質疑等の記録は、本件訴訟における貴重な立証資料になっています。

また、遺族はそれぞれ分担して関係者からの聴取りを実施して陳述書作成に必要な資料を作り、また、現場を計測して、津波で流されてしまった建物や地形等をテープで再現して現場を見分した裁判官に具体的なイメージを持ってもらう努力し、児童の被災直前の模様を再現した状況を写真や陳述書等で証拠化してくれました。

マスコミと良好な関係を維持し、遺族の活動を支持する世論を形成する努力をするなど、血の滲むような努力を積み重ねてきたのです。

このような原告らは素晴らしい人々であり、1審判決も控訴審判決も、こうした原告ら遺族が我が子を想い、悲劇を繰り返さないで欲しいという気持ちをもって、辛い努力を積み重ねてきた賜なのです。

### (2) 遺族の苦しみ

しかし、本件訴訟では、遺族がこのような努力をすればするほど、いわれのない苦難や苦しみを味合わされる結果にもなっていることは極めて残念でなりません。

日本では、本件のような自然災害において、訴訟という方法をとって法的な責任を追及することについての世間の受け取り方は、決して暖かいものではありません<sup>2</sup>。それどころか、言われのない反感をもたれ、反発を受け、インターネット上の暴言や、自宅への押しかけ、路上での罵倒等々、原告ら遺族に対し、極めて心ない誹謗中傷が繰り返されています。

その意味で「遺族は三度被害に遭った」のです。校長等の組織的過失によって最愛の我が子を失い、その後の石巻市や市教委の事後的な不法行為とも呼べる対応で心に大きな傷を負い、そして、赤の他人から理由もなく、本当に酷い心ない誹謗中傷に苦しめられているのです。

このような状況にありながら、原告ら遺族は、本件訴訟が最高裁で確定し、控訴審判決の示した学校安全のあり方についての判断が、学校防災の「礎」となるよう日々活動と努力を続けています。

### (3) 今後の取り組み

文部科学省は、2019年度から学校安全を教職課程の必修科目にすることを決定しました<sup>3</sup>。近年、災害や事故が多発し、その規模が大きくなっているように感じるところもあり、危機管理や災害時の対応が的確にできる教員が増えることは、大いに期待されます。

しかし、いささか遅きに失した感がありますし、教育課程でのカリキュラム化では、既に現場にある教員の資質の向上までは貢えないと、控訴審判決が示した学校安全に関する基本的姿勢や考え方を、現役教員ら教育現場へ浸透させることも急務ではないでしょうか。

最近も、家庭で虐待を受けて女児が亡くなるという悲惨で痛ましい事件が起きました。新聞の社説では、この事件について、教育委員会の担当者に「常識や想像力が欠けていた」、「学校でのトラブルの責任主体となることを回避する『事なき主義』が教育委員会に横行していなかったか」、「個々の機関の力不足と、お互いの連携不足が明らかになってきた。今回もまた判断ミスが重なり大切な命が失われた」と批判しています<sup>4</sup>。

自然災害と虐待とでは事件の内容は異なりますが、子どもの命を第1に考え、子どもの

命が確実に守られるようにするためには、平時からの組織的な対応が必要かつ不可欠であることは、このような社説で指摘されるまでもなく、本件訴訟の控訴審判決が示しているとおりです。

文部科学省はもとより、全国の都道府県や市区町村の教育委員会は、本件訴訟の控訴審判決の示した姿勢と考え方を真摯に学び、学校現場でそれが実践されるような施策を早急にとることが求められます。

- 1 七十七銀行の津波被災事件（仙台高判平成27年4月22日判例時報2258号68頁）でも銀行の安全配慮義務が争点となっており、民間企業である銀行の組織的過失が判断の対象となったということができます。七十七銀行の事件では、銀行に安全配慮義務違反はないと判断され、遺族の請求は認められませんでした。本件訴訟は、公務員の職務権限の行使（不行使）が問題となる国賠法上の責任が争点ですので、その意味で津波訴訟で公務員の組織的過失を判断したのは初めてと言えます。
- 2 この点は、イギリスのタイムズ誌のアジア編集長兼東京支局長であり、著名なノンフィクション作家でもあるリチャード・ロイド・パリー氏の『津波の靈たち』（早川書房、2018年）でも指摘され、本件のような問題に対する日本社会の反応が批判されています。
- 3 朝日新聞2019年2月3日朝刊。
- 4 日本経済新聞2019年朝刊「社説」。